

【憲法】

問題 以下を読み、設問に答えなさい。

A県公安委員会は、道路交通法77条1項4号に基づき、集団行進を、管轄する警察署長（以下、管轄警察署長という。）の許可の対象としている（A県道路交通法施行細則11条3号）。管轄警察署長は、許可する際に、当該許可に、道路における危険を防止しその他交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付することができる（道交法77条3項）。この条件に違反した場合には、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金が科される（同119条1項13号）。

A県B市の「集団行進及び集団示威運動に関する条例」（以下、条例という。）は、集団示威行進等について公安委員会への届出制を定め（条例1条）、公共の安寧を保持するため、遵守事項を定め（同3条）、遵守しない「集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又は煽動者」に対して、1年以下の懲役若しくは禁錮又は5万円以下の罰金が科されることを定める（同5条）。

Cは、×年×月×日、B市内で集団示威行進に参加した。この集団示威行進に対しては、「だ行進をするなど交通秩序を乱すおそれがある行為をしないこと」という条件が付されていたが、Cはだ行進をしたり、集団示威行進の先頭列外付近に位置して所携の笛を吹きあるいは両手を上げて前後に振り、集団行進者にだ行進をさせるよう刺激を与えたりした。一部の道路においてだ行進の通過を待つため、乗用車、バス等合計約10台の車両が約1分ないし4分程度の間停車した。

Cは、C自身がだ行進をした点が道路交通法77条3項、119条1項13号に該当し、Cが集団行進者にだ行進をさせるよう刺激を与え、もつて集団行進者が交通秩序の維持に反する行為をするようにせん動した点が、条例3条3号、5条に該当するとして、起訴された。

【設問1】 あなたがCの弁護人となった場合、Cを無罪にするために、憲法上どのような主張をするか述べなさい。

【設問2】 【設問1】で述べられた主張に対する検察官の反論を想定しつつ、あなた自身の見解を述べなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、〔設問 1〕、〔設問 2〕の順番で、かつ、〔設問 1〕、〔設問 2〕と見出しをつけて記入しなさい。

【参考条文】

※ 条数の表記については、適宜、算用数字に変更してある。

● 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）（抜粋）

第 77 条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- (1) 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- (2) 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- (3) 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

- (1) 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
- (2) 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき。
- (3) 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。

3 第 1 項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため

必要な条件を付することができる。

[以下略]

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

1～12 [略]

13 第77条（道路の使用の許可）第3項の規定により警察署長が付し、又は同条第4項の規定により警察署長が変更し、若しくは付した条件に違反した者

[以下略]

● A県道路交通法施行細則（抜粋）

第19条 道路交通法第77条第1項第4号の規定による署長の許可を受けなければならない行為は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、次の各号の一に該当する場合であつても公職選挙法の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動として行われるものを除く。

- (1) 道路に、みこし、だし、踊屋台等を出し、又はこれらを移動すること。
- (2) 道路においてロケーションをし、撮影会をし、又は街頭録音会をすること。
- (3) 道路において、祭礼行事、記念行事、式典、競技会、集団行進（遠足、旅行若しくは見学の隊列又は通常の婚礼及び葬儀による行列を除く。）、踊り、仮装行列、パレードその他これらに類する催物をする事。

[以下略]

● B市集団行進及び集団示威運動に関する条例（抜粋）

（届出の事由）

第1条 道路その他公共の場所で、集団行進を行うとするとき、又場所の如何を問わず集団示威運動を行うとときは、B市公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届出でなければならない。但し、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 学生、生徒その他の遠足、修学旅行、体育競技
- (2) 通常の冠婚葬祭等の慣例による行事

（届出の手續）

第2条 前条の規定による届出は、主催する個人又は団体の代表者（以下「主催者」という。）から、集団行進又は集団示威運動を行う日時、24時間前までに次の事項を記載した届出書2通をB市警察署長を経由して公安委員会宛

提出しなければならない。

- (1) 主催者の住所、氏名、年齢但し主催者が団体であるときは、その名称及び事務所々在地ならびに代表者の住所、氏名、年齢
 - (2) 前号の主催者が市外に居住するときは、市内の連絡責任者の住所、氏名、年齢
 - (3) 集団行進又は集団示威運動の日時
 - (4) 集団行進又は集団示威運動の進路、場所及びその略図
 - (5) 集団予定団体名及びその代表者の住所、氏名、年齢
 - (6) 参加予定人員（団体参加の場合はその内訳）
 - (7) 集団行進又は集団示威運動の目的及び名称
- (遵守事項)

第3条 集団行進又は集団示威運動を行うとする者は、集団行進又は集団示威運動の秩序を保ち、公共の安寧を保持するため、次の事項を守らなければならない。

- (1) 官公署の事務の妨害とならないこと。
- (2) 刃物棍棒その他人の生命及び身体に危害を加えるに使用される様な器具を携帯しないこと。
- (3) 交通秩序を維持すること。
- (4) 夜間の静穏を害しないこと。

(違反に対する措置)

第4条 B市警察長は、第1条若しくは第3条の規定又は第2条の規定により届出事項に違反して行われた集団行進又は集団示威運動の参加者に対して、公共の秩序を保持するため、警告を發しその行為を制止し、その他違反行為を是正するにつき必要な限度において、所要の措置をとることができる。

(罰則)

第5条 第1条若しくは第3条の規定又は第2条の規定による届出事項に違反して行われた集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又は煽動者はこれを1年以下の懲役若しくは禁錮又は5万円以下の罰金に処する。

[以下略]